

# 接続料の算定等に関する研究会（第49回） 事業者ヒアリング資料

KDDI株式会社

2021年 11月 12日

---

※赤枠は構成員限り



# 1. 卸協議の実態について

(1) 卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。

実績を踏まえた期間の目安	標準的なプロセス	情報提示・手続
約1ヶ月	【1】守秘義務契約書締結及び事前確認	標準プラン
0～12ヶ月程度	【2】各種条件等について協議	個別要望に応じた提供条件、開発内容概算費用、開発期間を提示
	【3】条件合意	
	【4】協議内容に応じた正式申込	正式申込 (工事発注のための手続)
1～12ヶ月程度	【5】開発、工事、試験等	
	【6】契約締結	卸契約書締結
	【7】提供開始	

# 1.卸協議の実態について

案件ごとに必要となるプロセスが異なります。また、個別要望の過多によって、提供条件に関する協議や開発・工事期間に要する期間に差が生じます。

実績を踏まえた期間の目安	標準的なプロセス	新規MVNO	既存MVNO 条件変更	新規MVNO (再販型)
約1ヶ月	【1】守秘義務契約書締結及び事前確認			
0～12ヶ月 程度	【2】各種条件等について協議			
	【3】条件合意			
	【4】協議内容に応じた正式申込			
1～12ヶ月 程度	【5】開発、工事、試験等			
	【6】契約締結			
	【7】提供開始			
	合計			

# 1. 卸協議の実態について

(2) (1) について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。

## 【KDDI回答】

- 卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合で協議にかかるプロセス、要する時間に特に差異はございません。
- どちらからの申し出であっても取り扱いに差を設けることなく、真摯に協議を行っております。
- 協議の過程において、例えば、弊社ネットワークの標準機能（弊社が予め用意している接続条件）では提供ができず、個別開発が必要となる場合、技術検討や開発・試験等に時間を要する場合もございますが、この点につきましても、どちらからの申し出であっても対応に要する期間等に差異はなく、その対応期間は当該開発等の困難さに依存いたします。

(3) 卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。

## 【KDDI回答】

- 不成立となる場合は、一般的に、卸先事業者にて予め見積もった事業計画等と、卸元事業者との協議により明らかになった技術的条件、経済的条件等が見合わないことが考えられます。
- 弊社では、卸先事業者からのご要望の実現にあたり抽出、認識される様々な課題に対し、卸先事業者の意向を十分に踏まえた上で、弊社で検討し得る範囲において、各種の課題解決策を検討、ご提案し、合意形成を模索するように努めております。
- それらの協議の結果として、卸先事業者のご判断にて計画を取り下げた場合もあるかと思いますが、**協議が難航する事例や、紛争処理に至るような事例はございません。**

# 1.卸協議の実態について

(4) 上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどのような課題があると考えられるか。

## 【KDDI回答】

- 1 (3) にて回答のとおり、**弊社ではこれまでに協議が難航するような事例はなく、弊社事例において「事業者間協議が有効に機能するための課題」は認識しておりません。**
- 仮に、今後の協議において発生し得る当該課題を想定するとしても、多種多様な卸先事業者が存在する中において、要望内容や課題となるポイントは異なり、一義的に課題を想定することは非常に難しいと考えます。
- 一般的には、個々の要望内容を明確化することが、協議を有効に機能させるものと考えます。MVNO様が要望内容の明確化を検討されるにあたって、弊社においては、標準プランとして公表している内容の他、個別協議における卸先事業者との対話の中で提供しており、これまでの事例においては特段の問題には至っていない状況との理解です。

## 2.卸先事業者への事前の情報開示について

- (1) 第五次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定するべきか。

### 【KDDI回答】

- モバイル音声卸に関しては、これまで公正競争上の観点を含め各種のご議論、ご指摘について、MNO各社ではそれらを真摯に受け止め、**卸価格の引下げを実施し、接続代替機能の構築に着手し、利用を希望されるMVNO各社様との具体的な協議を進めているところ**と認識しております。また、総務省様においては、それらの状況を踏まえたモバイル音声卸の代替性評価及び、その検証の中での卸契約交渉への寄与についての確認を今後行っていただけるものと考えております。
- なお、弊社においては、**今後もモバイル音声卸料金の見直しについて、引き続き市場環境やMVNO様のご要望を踏まえて提供条件を適時適切に見直しを図っていく所存**です。
- これらの状況を考慮いただき、モバイル音声卸に関しては、**本課題（公平競争上影響が大きい卸役務の範囲）の検討にあたって、まずは前述（1ポツ目）の取り組みの効果について検証を行っていただくこと、また、今後の事業者間の協議の進展を注視していただくことが適当**と考えます。

(次項につづく)

## 2.卸先事業者への事前の情報開示について

(前項からの続き)

- 上記を踏まえ、仮に、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲を設定するのであれば、例えば以下のような考え方を全て満たす場合に限り範囲設定することが適当と考えます。
  - ✓ 市場影響が大きいサービスであること  
(補足) 例えば、現状090/080/070番号でのモバイル音声サービスは多くのMVNOにおいて提供されていますが、今後は、SNS等の様々なコミュニケーション手段の更なる浸透により、市場影響(価値)が縮小することも十分に考えられます。このようにサービス毎の市場影響の大小は、市場環境変化を踏まえた時々判断が必要と考えます。
  - ✓ 市場料金が値下がりしたことに對し、適切な理由なく卸料金の値下げが確認できないこと
  - ✓ 代替交渉先がない等の理由により、卸元事業者と卸先事業者間の協議が有効に機能していないと事実確認が行われること
- 現状、第五次報告書に例示されたモバイル音声卸は、ご指摘をいただく前の状態、及び今後の協議結果によっては上記考え方に該当する可能性も考えられますが、それ以外のサービス、機能については該当しないものと考えます。



## 2.卸先事業者への事前の情報開示について

(2) どのような情報を開示すべきか（例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報）。

(3) 情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか（例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど）。

### 【KDDI回答】

- 弊社では、データ通信役務において、**4Gサービス、5G (SA/NSA) サービスの標準プラン※（標準的な料金、その他提供条件等）についても自主的に情報開示（公表）**を行っております。

※標準プランの公表（弊社公開情報）

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/mvno/operator/>

- MVNOさま向けLTE通信サービス標準プラン
- MVNOさま向けIoT向け通信サービス標準プラン
- MVNOさま向け5G通信サービス (Non-Standalone方式) 標準プラン
- MVNOさま向け5G通信サービス (Standalone方式) 標準プラン
- 網改造料の見込み額

(次項につづく)

## 2. 卸先事業者への事前の情報開示について

(前項からの続き)

- また、**モバイル音声卸の標準的な提供料金についても、全卸元事業者が公表することを前提に公表を検討**して参ります。(全卸元事業者での公表を前提としている背景は、音声卸はMNO間の卸市場の競争条件の1つとなっており、その公平性を担保する観点) 加えて、今後もMVNO様との協議状況を踏まえ、適宜公表する範囲を見直ししていく所存です。
- このような**自主的な取り組みについても、本件検討において考慮いただきたい**と考えます。
- 仮に、2 (1) において「公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲」が設定される場合においても、卸取引は、原則的にはビジネスベースの取引であり、両者のビジネスにおける様々な関係性を考慮しつつ合意形成が図られる性質のものであると考えます。その結果として、多様なサービスが生まれ、引いては新たな市場創出が競争を活性化する側面もあることは、本件の検討において十分に考慮すべきと考えます。
- つまり、対象役務における情報開示(公表)の範囲は、事業者間のビジネス的な関係性を踏まえた協議範囲を考慮し、前述のような**協議の入り口となる標準的(標準的な料金、その他提供条件等)な提供プランのみとする等、限定的であるべき**と考えます。

### 3. 卸協議の活性化のために必要となる義務やルール

卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務（第32条）、指定設備に係る接続約款作成・認可（又は届出）義務（第33条、第34条）、協議不調による協議開始・再開命令（第35条）、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表（第36条）等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。

#### 【KDDI回答】

- 前述のとおり、弊社では、卸提供における協議において難航するような事例はございません。ご指摘のモバイル音声卸については接続代替性への対応を積極的に進めております。また、情報開示についても、4Gや5G（SA/NSA）サービスのデータ通信標準プラン（標準的な料金、その他提供条件等）について、自主的に情報開示を行っていることに加え、音声卸の標準的な料金の公表も検討しております。さらに今後も、MVNO様との協議状況を踏まえ適宜公表する範囲を見直ししていく等、自主的に情報開示に努めていく所存です。
- これらの点を考慮いただき、まずは事業者間協議の状況や更なる情報開示の自主的な取組等について注視いただき、追加的な義務やルールは不要と考えます。
- また、第一種指定設備制度における「指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表（第36条）」等の義務やルールについては、複数のMNOが設備競争を行っているモバイル市場においては、各MNOが網機能提供の計画を公表すること自体、MNO間の公正な設備競争環境を歪める懸念がありますので、同等の措置を第二種指定設備制度において実施すべきではないと考えます。

*Tomorrow, Together*

**KDDI**